

# 特定施設館山養護老人ホーム

## 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

### 重要事項説明書

#### 1 特定施設館山養護老人ホームが、提供するサービスについての相談窓口

電 話 0470-22-0231

担当者 柴田 学、愛沢 幸洋

※ご不明な点は、なんでもご相談ください。

#### 2 施設の概要

##### (1) 利用施設（館山養護老人ホームと共用）

施設の名称 特定施設館山養護老人ホーム

所在地 千葉県館山市湊 373 番地

施設長名 富田くみ子

電話番号 0470-22-0231 FAX 番号 0470-22-0244

介護保険事業者番号 1271000612

##### (2) 利用施設であわせて実施する事業

措置施設 館山養護老人ホーム

居宅サービス事業所 館山養護老人ホーム訪問介護事業所

##### (3) 事業の目的および運営方針

要介護状態にある利用者に対し適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者によるサービスを適切かつ円滑に提供することにより利用者が要介護状態になった場合でも、施設において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めます。

##### (4) 主な施設設備

設備の種類	数	1室あたり面積	1人あたり面積
居室（2人部屋）	3室	16.8 m <sup>2</sup>	8.4 m <sup>2</sup>
居室（2人部屋）	32室	17.4 m <sup>2</sup>	8.7 m <sup>2</sup>
静養室	1室7床	48.0 m <sup>2</sup>	
食堂	1室	109.8 m <sup>2</sup>	
浴室・脱衣室	1室	40.5 m <sup>2</sup>	
面接室	1室	13.5 m <sup>2</sup>	
共同便所（A棟）	2室	13.5 m <sup>2</sup>	
共同便所（B棟）	2室	18.0 m <sup>2</sup>	
居室便所(居室に1基)	3室		
居室便所(2居室に1基)	16室		

(5) 職員体制(主たる職員)

職 種	員 数	職 務 内 容
施設長	1名(常勤、兼務)	施設の職員及び業務の管理を一元的に行う
計画作成担当者	2名(常勤)	特定施設サービス計画の作成を行う
生活相談員	2名(常勤)	入所者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う
介護職員	10名(常勤、兼務)	入所者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う

(6) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間 帯
施設長	9：00～18：00
計画作成担当者	9：00～18：00
生活相談員	9：00～18：00
介護職員	早出 7：40～16：40 遅出 9：15～18：45 夜勤 15：45～翌9：30 ※①7：40～18：45までは、原則として常勤換算で職員1名あたり入所者10名のお世話をします。 ②18：45～翌7：40までは、職員1名で施設、事業所と一体的に運用いたします。

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標およびその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否の確認

事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護	館山養護老人ホーム訪問介護事業所	館山市湊 373 番地
指定訪問看護	まごころ訪問看護ステーション	南房総市本織 30 番地 1
指定地域密着型通所介護	デイサービスセンターふれあいの郷	館山市湊 373 番地
指定福祉用具貸与	(株)シルバーとっふ 介護ショップふきのとう	千葉市稲毛区長沼原町 653 番地 1 鴨川市花房 46 番地 1

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

- 指定訪問入浴介護
- 指定訪問リハビリテーション
- 指定通所リハビリテーション
- 地域密着型認知症対応型通所介護

(3) 設備の使用、手続きおよび介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますのでご参照ください。

① 居室

当施設の居室は原則 2 人部屋です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

◎ 居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、施設に利用していない居室が有る場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

二 現に利用している居室の設備等がより適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき

四 その他すでに利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ 施設は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、施設の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面を管理者へ提出してください。

エ 施設は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面を持って通知します。

オ 施設が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

② 食事

朝食 8 : 0 0 ~ 昼食 1 1 : 5 5 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~

- ・ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・ 医師の指示による食事の提供を行います。

③ 食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

④ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

⑤ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑥ 機能訓練は、日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

⑦ 健康管理

協力病院の嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。嘱託医の指示または必要に応じて健康状態の把握するため、協力病院、他の専門科病院・医院への外来をします。ただし、利用者、家族が希望される病院、医院への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合等により費用がかかることがあります。)

(4) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けております。実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方は申し出てください。(料金は理美容業者へ直接お支払いください。)

② 所持品の管理

居室のスペースにおくことができない所持品は倉庫等に預かります。

③ レクリエーション

年間を通して誕生会等の交流や花見等の外出の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

④ ショッピング

毎週、販売業者による嗜好品の販売を行っています。ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。(料金は販売業者に直接お支払いください。)

⑤ 行政手続き代行

行政手続きの代行業を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係わる経費は、その都度お支払いいただきます。

#### 4 利用料金

利用者自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合を料金に乗じた額となります。

(1) 保険が適用される基本料金(報酬告示関係 1単位:10円)

① 基本サービス利用料

1日あたりの料金	84単位	840円
1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		84円

② 障害者等支援加算料(該当利用者のみ)

1日あたりの料金	20単位	200円
1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		20円

③ 協力医療機関連携加算料

(I) 1月あたりの料金	100単位	1000円
1月あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		100円

(II) 1月あたりの料金	40単位	400円
1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		40円

④ 受託居宅サービス利用料(報酬告示関係 1単位:10円)

利用者が負担する額は施設にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

⑤ サービス提供体制強化加算料(前年度の介護職員の有資格者数等に応じて加算割合が決定されます。サービス利用料とは別途発生します。)

(I) 1日あたりの料金	22単位加算	220円
1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		22円

(II) 1日あたりの料金	18単位加算	180円
1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		18円

⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算料

(I) 1月あたりの料金	10単位加算	100円
1月あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		10円

(II) 1月あたりの料金	5単位加算	50円
1月あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合)		5円

⑦ 新興感染症等施設療養費(厚生労働大臣が別に定める感染症に感染した場合)

1月に1回、連続する5日を限度に1日につき240単位を算定 2400円

1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合) 240円 1月あたり最大1200円

⑧ 介護職員等処遇改善加算(I)

(I) 所定単位数の128/1000加算

1月あたりの利用者自己負担額(上記①~⑦の合計)に対して、所定の割合を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額です。(サービス利用料とは別途発生します。)

ア 「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合（1回あたり）

（1割負担の場合）

15分未満の料金	94単位：	940円	利用者自己負担額：	94円
30分未満の料金	189単位：	1,890円	利用者自己負担額：	189円
45分未満の料金	256単位：	2,560円	利用者自己負担額：	256円
1時間未満の料金	341単位：	3,410円	利用者自己負担額：	341円
1時間15分未満の料金	426単位：	4,260円	利用者自己負担額：	426円
1時間30分未満の料金	511単位：	5,110円	利用者自己負担額：	511円

※1時間30分以上については、548単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額となります。

生活援助が中心である場合（1回あたり）

（1割負担の場合）

15分未満の料金	48単位：	480円	利用者自己負担額：	48円
30分未満の料金	94単位：	940円	利用者自己負担額：	94円
45分未満の料金	142単位：	1,420円	利用者自己負担額：	142円
1時間未満の料金	190単位：	1,900円	利用者自己負担額：	190円
1時間15分未満の料金	214単位：	2,140円	利用者自己負担額：	214円
1時間15分以上の料金	256単位：	2,560円	利用者自己負担額：	256円

イ 「指定地域密着型通所介護」

地域密着型：6時間以上7時間未満

（1割負担の場合）

要介護1の料金	610単位：	6,100円	利用者自己負担額：	610円
要介護2の料金	721単位：	7,210円	利用者自己負担額：	721円
要介護3の料金	833単位：	8,330円	利用者自己負担額：	833円
要介護4の料金	944単位：	9,440円	利用者自己負担額：	944円
要介護5の料金	1,055単位：	10,550円	利用者自己負担額：	1,055円

地域密着型：2時間以上3時間未満

（1割負担の場合）

要介護1の料金	275単位：	2,750円	利用者自己負担額：	275円
要介護2の料金	316単位：	3,160円	利用者自己負担額：	316円
要介護3の料金	357単位：	3,570円	利用者自己負担額：	357円
要介護4の料金	396単位：	3,960円	利用者自己負担額：	396円
要介護5の料金	438単位：	4,380円	利用者自己負担額：	438円

ウ 「指定訪問看護」（指定訪問看護ステーション）

（1割負担の場合）

20分未満の料金	283単位：	2,830円	利用者自己負担額：	283円
20分未満（准看護師の場合）	254単位：	2,540円	利用者自己負担額：	254円
30分未満の料金	424単位：	4,240円	利用者自己負担額：	424円
30分以上1時間未満の料金	741単位：	7,410円	利用者自己負担額：	741円
1時間以上1時間30分未満の料金	1,015単位：	10,150円	利用者自己負担額：	1,015円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の料金

265単位：	2,650円	利用者自己負担額：	265円
--------	--------	-----------	------

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の料金（1日に2回を超える場合）

238単位：	2,380円	利用者自己負担額：	238円
--------	--------	-----------	------

エ 「指定訪問入浴介護」

（1割負担の場合）

1回の料金	1,139単位：	11,390円	利用者自己負担額：	1,139円
-------	----------	---------	-----------	--------

オ 「指定訪問リハビリテーション」（病院又は診療所）

（1割負担の場合）

1回の料金	277単位：	2,770円	利用者自己負担額：	277円
-------	--------	--------	-----------	------

カ 「指定通所リハビリテーション」(通常規模の医療機関：4時間以上5時間未満)(1割負担の場合)			
要介護1の料金	498単位：	4,980円	利用者自己負担額：498円
要介護2の料金	578単位：	5,780円	利用者自己負担額：578円
要介護3の料金	657単位：	6,570円	利用者自己負担額：657円
要介護4の料金	760単位：	7,600円	利用者自己負担額：760円
要介護5の料金	861単位：	8,610円	利用者自己負担額：861円

キ 「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額となります。

ク 「認知症対応型通所介護」(併設型：5時間以上6時間未満)			(1割負担の場合)
要介護1の料金	694単位：	6,940円	利用者自己負担額：694円
要介護2の料金	769単位：	7,690円	利用者自己負担額：769円
要介護3の料金	842単位：	8,420円	利用者自己負担額：842円
要介護4の料金	914単位：	9,140円	利用者自己負担額：914円
要介護5の料金	989単位：	9,890円	利用者自己負担額：989円

(2) その他自己負担となるもの(保険外の費用で全額利用者の負担となるもの)

ア 特別な介護費用(各人希望のおむつ用品等)

イ 協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

ウ 複写費用 1枚10円

エ 理美容代 実費(業者に直接お支払いください)

(3) 支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。なお、支払い方法は利用者名義の銀行口座から銀行振替にてお支払いいただけます。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)

5 身体拘束等の禁止

サービス提供にあたり利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。尚、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体的拘束適正化検討委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、その必要性や態様を詳しく説明し、同意を得た上で行います。身体拘束等を行った際には期間を定め、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等について記録いたします。

6 サービス内容に関する相談、苦情等

① 苦情解決窓口 電話 0470-22-0231 (受付時間 9:00~17:00)

- ・苦情解決責任者 施設長 富田くみ子
- ・苦情受付担当者 主任生活相談員 柴田 学

② 苦情解決第三者委員

- ・委員 福田光雄 0470-23-3462
- ・委員 倉田孝浩 0470-22-1642

③ 公共機関においても、相談、苦情申し立てができます。

- ・館山市役所高齢者福祉課 0470-22-3487
- ・南房総市役所高齢者支援課 0470-36-1154
- ・鴨川市役所福祉課 04-7093-7112
- ・鋸南町役場保健福祉課 0470-50-1171
- ・富津市役所介護福祉課 0439-80-1300
- ・千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 043-254-7428
- ・千葉県運営適正化委員会 043-246-0294

## 7 協力医療機関

医療法人 徳洲会 館山病院 千葉県館山市北条 520-1 TEL0470-22-1122  
内科、整形外科、外科、泌尿器科、脳神経外科 病床数：一般病棟 208 床  
医療法人光洋会 三芳病院 千葉県南房総市本織 47 TEL0470-36-2311  
精神神経科 病床数：精神科 244 床

## 8 非常災害時の対策

別途定める館山養護老人ホーム消防計画にのっとり対応を行います。利用者の方も参加して年4回の訓練も実施します。

## 9 福祉サービス第三者評価について

当施設において、福祉サービス第三者評価は実施していません。

## 10 利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間を遵守し、そのつど職員に届け出てください。
外出・外泊	必ず、行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	本来の使用法により利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は他人に迷惑のないよう適量でお願いします。迷惑が認められた場合は制限（禁酒を含む）させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持品・現金等の管理	各利用者の責任で適切に管理してください。依頼等相談すべきことがあれば職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮願います。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

「事業者」

事業者名 特定施設館山養護老人ホーム  
住 所 千葉県館山市湊 373 番地  
説明者 職 名 計画作成担当者  
氏 名 愛 沢 幸 洋 印

私は、本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。また協力医療機関連携加算について、ご利用者様の病歴等の情報を協力医療機関に情報提供することに同意いたします。

「利用者」

氏 名 印  
住 所

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

「事業者」

事業者名 特定施設館山養護老人ホーム

住 所 千葉県館山市湊 373 番地

説明者 職名 計画作成担当者

氏名 柴田 学 印

私は、本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。また協力医療機関連携加算について、ご利用者様の病歴等の情報を協力医療機関に情報提供することに同意いたします。

「利用者」

氏 名 印

住 所

# 特定施設館山養護老人ホーム

## 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

### 重要事項説明書

1 特定施設館山養護老人ホームが、提供するサービスについての相談窓口

電話 0470-22-0231

担当者 柴田学、愛沢幸洋

※ご不明な点は、なんでもご相談ください。

2 施設の概要

(1) 利用施設（館山養護老人ホームと共用）

施設の名称 特定施設館山養護老人ホーム

所在地 千葉県館山市湊 373 番地

施設長名 富田くみ子

電話番号 0470-22-0231 FAX 番号 0470-22-0244

介護保険事業者番号 1271000612

(2) 利用施設であわせて実施する事業

措置施設 館山養護老人ホーム

居宅サービス事業所 館山養護老人ホーム訪問介護事業所

(3) 事業の目的および運営方針

要支援状態にある利用者に対し適正な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者によるサービスを適切かつ円滑に提供することにより利用者が要支援状態になった場合でも、施設において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めます。

(4) 主な施設設備

設備の種類	数	1室あたり面積	1人あたり面積
居室（2人部屋）	3室	16.8 m <sup>2</sup>	8.4 m <sup>2</sup>
居室（2人部屋）	32室	17.4 m <sup>2</sup>	8.7 m <sup>2</sup>
静養室	1室7床	48.0 m <sup>2</sup>	
食堂	1室	109.8 m <sup>2</sup>	
浴室・脱衣室	1室	40.5 m <sup>2</sup>	
面接室	1室	13.5 m <sup>2</sup>	
共同便所（A棟）	2室	13.5 m <sup>2</sup>	
共同便所（B棟）	2室	18.0 m <sup>2</sup>	
居室便所(居室に1基)	3室		
居室便所(2居室に1基)	16室		

(5) 職員体制(主たる職員)

職 種	員 数	職 務 内 容
施設長	1名(常勤、兼務)	施設の職員及び業務の管理を一元的に行う
計画作成担当者	2名(常勤)	特定施設サービス計画の作成を行う
生活相談員	2名(常勤)	入所者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う
介護職員	10名(常勤、兼務)	入所者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う

(6) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間 帯
施設長	9：00～18：00
計画作成担当者	9：00～18：00
生活相談員	9：00～18：00
介護職員	早出 7：40～16：40 遅出 9：15～18：45 夜勤 15：45～翌9：30 ※①7：40～18：45までは、原則として常勤換算で職員1名あたり入所者10名のお世話をします。 ②18：45～翌7：40までは、職員1名で施設、事業所と一体的に運用いたします。

3 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 介護予防特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスに係る目標およびその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否の確認

事業所の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託介護予防サービス

介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定介護予防サービス事業者により提供します。

指定介護予防訪問介護	館山養護老人ホーム訪問介護事業所	館山市湊 373 番地
指定介護予防訪問看護	まごころ訪問看護ステーション	南房総市本織 30 番地 1
指定介護予防福祉用具貸与	(株) シルバーとっふ 介護ショップふきのとう	千葉市稲毛区長沼原町 653 番地 1 鴨川市花房 46 番地 1

次の指定介護予防居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定介護予防通所介護

指定介護予防訪問入浴介護

指定介護予防訪問リハビリテーション  
指定介護予防通所リハビリテーション  
指定介護予防認知症対応型通所介護

(3) 設備の使用、手続きおよび介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますのでご参照ください。

① 居室

当施設の居室は原則 2 人部屋です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

◎ 居室移動に関する事項

ア 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、施設に利用していない居室が有る場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき

四 その他すでに利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ 施設は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、施設の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

エ 施設は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面を持って通知します。

オ 施設が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

② 食事

朝食 8 : 0 0 ~ 昼食 1 1 : 5 5 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~

- ・ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・ 医師の指示による食事の提供を行います。

③ 食事介助は、原則として、介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

④ 入浴介助は、原則として、介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

⑤ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は介護予防特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑥ 機能訓練は、日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスで対応します。職員へ相談してください。

⑦ 健康管理

協力病院の嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。嘱託医の指示または必要に応じて健康状態の把握するため、協力病院、他の専門科病院・医院への外来をします。ただし、利用者、家族が希望される病院、医院への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合等により費用がかかることがあります。)

(4) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けております。実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方は申し出てください。(料金は理美容業者へ直接お支払いください。)

② 所持品の管理

居室のスペースにおくことができない所持品は倉庫等に預かります。

③ レクリエーション

年間を通して誕生会等の交流や花見等の外出の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

④ ショッピング

毎週、販売業者による嗜好品の販売を行っています。ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。(料金は販売業者に直接お支払いください。)

⑤ 行政手続き代行

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係わる経費は、その都度お支払いいただきます。

4 利用料金

利用者自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合を料金に乗じた額となります。

(1) 保険が適用される基本料金 (報酬告示関係 1 単位 : 10 円)

① 基本サービス利用料

1 日あたりの料金 57 単位 570 円

1 日あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 57 円

② 障害者等支援加算料(該当利用者のみ)

1 日あたりの料金 20 単位 200 円

1 日あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 20 円

③ 協力医療機関連携加算料

(I) 1 月あたりの料金 100 単位 1000 円

1 月あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 100 円

(II) 1 月あたりの料金 40 単位 400 円

1 日あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 40 円

④ 受託介護予防サービス利用料 (報酬告示関係 1 単位 : 10 円)

利用者が負担する額は施設にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

⑤ サービス提供体制強化加算料 (前年度の介護職員の有資格者数等に応じて加算割合が決定されます。サービス利用料とは別途発生します。)

(I) 1 日あたりの料金 22 単位加算 220 円

1 日あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 22 円

(II) 1 日あたりの料金 18 単位加算 180 円

1 日あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 18 円

⑥ 高齢者施設等感染対策向上加算料

(I) 1 月あたりの料金 10 単位加算 100 円

1 月あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 10 円

(II) 1 月あたりの料金 5 単位加算 50 円

1 月あたりの利用者自己負担額(1 割負担の場合) 5 円

- ⑦ 新興感染症等施設療養費（厚生労働大臣が別に定める感染症に感染した場合）  
 1月に1回、連続する5日を限度に 一日につき240単位を算定 2400円  
 1日あたりの利用者自己負担額(1割負担の場合) 240円 1月あたり最大1200円

⑧ 介護職員等処遇改善加算（I）

（I）所定単位数の128／1000加算

1月あたりの利用者自己負担額（上記①～⑦の合計）に対して、所定の割合を加算した単位です。  
 料金はその単位数に10円を乗じた額です。（サービス利用料とは別途発生します。）

ア 「指定訪問介護」

◎ 1か月につき

① 週に1回程度利用の場合の料金（要支援1，2の利用者） （1割負担の場合）

1,032単位： 10,320円 利用者自己負担額： 1,032円

② 週に2回程度利用の場合の料金（要支援1，2の利用者）

2,066単位： 20,660円 利用者自己負担額： 2,066円

③ 週に2回以上程度利用の場合の料金（要支援2の利用者）

3,277単位： 32,770円 利用者自己負担額： 3,277円

◎ 1日につき（日割り計算をする場合は、月の途中で要介護から要支援に変更になった場合、  
 要支援から要介護に変更になった場合、要支援度が変更となった場合に限る）

① 週に1回程度利用の場合の料金（要支援1，2の利用者） （1割負担の場合）

34単位： 340円 利用者自己負担額： 34円

② 週に2回程度利用の場合の料金（要支援1，2の利用者）

68単位： 680円 利用者自己負担額： 68円

③ 週に2回以上程度利用の場合の料金（要支援2の利用者）

108単位： 1,080円 利用者自己負担額： 108円

イ 「指定介護予防通所介護」（基本料金と加算料金を合算します）

◎ 1か月につき

「基本料金」

（1割負担の場合）

要支援1の料金 1,511単位： 15,110円 利用者自己負担額： 1,511円

要支援2の料金 3,099単位： 30,990円 利用者自己負担額： 3,099円

◎ 1日につき（日割り計算をする場合は、月の途中で要介護から要支援に変更になった場合、

要支援から要介護に変更になった場合、要支援度が変更となった場合に限る） （1割負担の場合）

要支援1の料金 50単位 500円 利用者自己負担額： 50円

要支援2の料金 102単位 1,020円 利用者自己負担額： 102円

ウ 「指定介護予防訪問看護」（指定訪問看護ステーションの場合）

◎ 1回につき

（1割負担の場合）

20分未満の料金 273単位： 2,730円 利用者自己負担額： 273円

20分未満（准看護師の場合）245単位： 2,450円 利用者自己負担額： 245円

30分未満の料金 406単位： 4,060円 利用者自己負担額： 406円

30分以上1時間未満の料金 715単位： 7,150円 利用者自己負担額： 715円

1時間以上1時間30分未満の料金

981単位： 9,810円 利用者自己負担額： 981円  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の料金

256単位： 2,560円 利用者自己負担額： 256円  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合の料金（1日に2回を超える場合）

230単位： 2,300円 利用者自己負担額： 230円  
エ 「指定介護予防訪問入浴介護」 (1割負担の場合)

1回の料金 770単位： 7,700円 利用者自己負担額： 770円

オ 「指定介護予防訪問リハビリテーション」(病院又は診療所) (1割負担の場合)

1回の料金 268単位： 2,680円 利用者自己負担額： 268円

カ 「指定介護予防通所リハビリテーション」(病院又は診療所)

◎1か月につき（基本料金と加算料金を合算します）

「基本料金」 (1割負担の場合)

要支援1の料金 2,041単位： 20,410円 利用者自己負担額： 2,041円

要支援2の料金 3,805単位： 38,050円 利用者自己負担額： 3,805円

「加算料金」

栄養改善加算 180単位 1,800円 利用者自己負担額： 180円

口腔機能向上加算 135単位 1,350円 利用者自己負担額： 135円

一体的サービス提供加算 432単位 4,320円 利用者自己負担額： 432円

◎1日につき（日割り計算をする場合は、月の途中で要介護から要支援に変更になった場合、要支援から要介護に変更になった場合、要支援度が変更となった場合に限る）

要支援1の料金 67単位 670円 利用者自己負担額： 67円

要支援2の料金 125単位 1,250円 利用者自己負担額： 125円

キ 「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額となります。

ク 「介護予防認知症対応型通所介護」(併設型：5時間以上6時間未満)

◎1回につき (1割負担の場合)

要支援1の料金 600単位 6,000円 利用者自己負担額： 600円

要支援2の料金 669単位 6,690円 利用者自己負担額： 669円

(2) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

ア 特別な介護費用（各人希望のおむつ用品等）

イ 協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

ウ 複写費用 1枚10円

エ 理美容代 実費（業者に直接お支払いください）

(3) 支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。なお、支払い方法は利用者名義の銀行口座から銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）

## 5 身体拘束等の禁止

サービス提供にあたり利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。尚、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体的拘束適正化検討委員会においてその必要性や態様等について検討を行い、事前に利用者又は家族に、その必要性や態様を詳しく説明し、同意を得た上で行います。身体拘束等を行った際には期間を定め、その態様や時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等について記録いたします。

## 6 サービス内容に関する相談、苦情等

① 苦情解決窓口 電話 0470-22-0231 (受付時間 9:00~17:00)

- ・苦情解決責任者 施設長 富田くみ子
- ・苦情受付担当者 主任生活相談員 柴田 学

② 苦情解決第三者委員

- ・委員 福田光雄 0470-23-3462
- ・委員 倉田孝浩 0470-22-1642

③ 公共機関においても、相談、苦情申し立てができます。

- ・館山市役所高齢者福祉課 0470-22-3487
- ・南房総市役所高齢者支援課 0470-36-1154
- ・鴨川市役所福祉課 04-7093-7112
- ・鋸南町役場保健福祉課 0470-50-1171
- ・富津市役所介護福祉課 0439-80-1300
- ・千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 043-254-7428
- ・千葉県運営適正化委員会 043-246-0294

## 7 協力医療機関

医療法人 徳洲会 館山病院 千葉県館山市北条520-1 TEL0470-22-1122

内科、整形外科、外科、泌尿器科、脳神経外科 病床数：一般病棟 208 床

医療法人光洋会 三芳病院 千葉県南房総市本織47 TEL0470-36-2311

精神神経科 病床数：精神科 244 床

## 8 非常災害時の対策

別途定める館山養護老人ホーム消防計画にのっとり対応を行います。利用者の方も参加して年4回の訓練も実施します。

## 9 福祉サービス第三者評価について

当施設において、福祉サービス第三者評価は実施していません。

## 10 利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間を遵守し、そのつど職員に届け出てください。
外出・外泊	必ず、行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	本来の使用法により利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は他人に迷惑のないよう適量でお願いします。迷惑が認められた場合は制限（禁酒を含む）させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持品・現金等の管理	各利用者の責任で適切に管理してください。依頼等相談すべきことがあれば職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮願います。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

### 「事業者」

事業者名 特定施設館山養護老人ホーム  
住 所 千葉県館山市湊 373 番地  
説明者 職 名 計画作成担当者  
氏 名 愛 沢 幸 洋 印

私は、本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。また協力医療機関連携加算について、ご利用者様の病歴等の情報を協力医療機関に情報提供することに同意いたします。

### 「利用者」

氏 名 印  
住 所

10 利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間を遵守し、そのつど職員に届け出てください。
外出・外泊	必ず、行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	本来の使用法により利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は他人に迷惑のないよう適量でお願いします。迷惑が認められた場合は制限（禁酒を含む）させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為は遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持品・現金等の管理	各利用者の責任で適切に管理してください。依頼等相談すべきことがあれば職員に申し出てください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮願います。

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

「事業者」

事業者名 特定施設館山養護老人ホーム  
 住 所 千葉県館山市湊 373 番地  
 説明者 職 名 計画作成担当者  
 氏 名 柴 田 学 印

私は、本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。また協力医療機関連携加算について、ご利用者様の病歴等の情報を協力医療機関に情報提供することに同意いたします。

「利用者」

氏 名 印  
 住 所